の取引に係る手続等、小規模不動産特定共同事業の業務の方法に関する事項を記載すること。

6　第五面関係

「事業の種類」については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令に基づく告示（平成14年総務省告示第139号）による日本標準産業分類表細分類による業種を記載すること。

7　第六面関係

電子取引業務を遂行するための体制として、業務運営体制、重要な業務を担当する者の知識及び経験などを記載すること。